

薬生食輸発0215第1号  
令和3年2月15日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(タイ産オオバコエンドロのクロルピリホス)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:令和3年2月8日付け薬生食輸発0208第1号)にて通知したところである。

今般、タイ産オオバコエンドロのクロルピリホスについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別添1のタイの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
オオバコエンドロ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。

を削除する。

薬生食輸発0215第2号  
令和3年2月15日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和2年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(タイ産オオバコエンドロのクロルピリホス及びロシア産さけ・ますのマラカイトグリーン)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和3年2月3日付け薬生食輸発0203第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、タイ産オオバコエンドロのクロルピリホスについて、検査命令を解除したことから、令和2年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加することとした。

また、これまでの検査実績を踏まえ、ロシア産さけ・ますのマラカイトグリーン(製造者、製造所、輸出者及び包装者がNISSUI(THAILAND)CO.,LTD.のものに限る。)についてモニタリング通知の別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和3年 2月15日	タイ	オオバコエンドロ 及びその加工品 (簡易な加工に限 る。)	残留農薬(クロル ピリホス)	